１．身近な相談場所

三　原　市　　保　健　福　祉　課			
窓　口	住　所	連　絡　先	
三原市役所　保健福祉課	〒７２３－８６０１ 港町３丁目５―１	電話	０８４８－６７－６０６１
		FAX	０８４８－６７－５９３４
本郷保健福祉センター	〒７２９－０４１７ 本郷南５丁目２３－１	電話	０８４８－８６－３６０９
		FAX	０８４８－８６－６８２０
久井保健福祉センター	〒７２２－１４１２ 久井町和草１９０６－１	電話	０８４７－３２－８５５１
		FAX	０８４７－３２－８３５１
大和保健福祉センター	〒７２９－１３２１ 大和町和木１５３８－１	電話	０８４７－３４－０９６０
		FAX	０８４７－３４－０２９９

こころの健康相談・ひきこもり相談

疲れがたまって眠れない，憂うつな気分が続く，イライラして困る，家族の飲酒量が多くて心配，物忘れや認知症ではないかと心配…などありませんか。そんな時，精神科病院医師や精神保健福祉士が相談に応じます。

- 相談には，ご本人・ご家族など，どなたが来られてもかまいません。
- 予約制になっています。事前にご連絡ください。
- 秘密厳守です。安心してご相談ください。

会場	日程	時間
サン・シープラザ	広報をご覧ください	１３時３０分～１５時３０分 （１３時～１５時となる場合もあります。） ※詳しい日程は、広報をご覧ください。
本郷保健福祉センター		
久井保健福祉センター		
大和保健福祉センター		

家族のつどい

- こころの病をお持ちの方の家族を対象に，情報交換や勉強会などを行っています。
- 総合保健福祉センター，本郷保健福祉センター，久井保健福祉センターで行っています。詳しくは各保健センターにお問い合わせください。

三原市子ども発達総合相談室

- 対象者：18 歳未満の発達に不安を持つ子とその保護者
- 運動やことばの発達について気になることがある，友だちとうまくかかわれない，こだわりが強い，よく動き回る，学校での学習や生活について気になる…など，お子さんの心配ごとについて，保健師・言語聴覚士・臨床心理士などが相談に応じ，かかわり方の助言や関係機関の紹介などを行います。

保健師が個別相談・訪問相談を随時行っています。
最寄りの保健福祉センターにお問い合わせください。

名　称	広　島　県　東　部　保　健　所
住　所	〒７２２－０００２　尾道市古浜町２６－１２（広島県尾道庁舎３階）
電　話	０８４８－２５－４６４０ （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
ＦＡＸ	０８４８－２５－２４６３
行き方	・尾道駅から西へ２．４キロ ・おのみちバス（尾道駅前２番乗り場　本線西行：登山口行・合同庁舎入口行・ＪＡ尾道総合病院行に乗車，「尾商入口」下車徒歩３分）

精神保健福祉相談

- 日　時：原則第３水曜日　１３：３０～１５：００（予約制）
- 場　所：（偶数月）広島県尾道庁舎（尾道市古浜町２６－１２）２階
  （奇数月）広島県東部建設事務所三原支所庁舎（三原市円一町 2-4-1）２階
- 内　容：不眠や気分の落ち込みが続く，些細なことで過敏に反応する，焦りやすく行動の抑えがききにくくなったなど精神的な病気の心配，物忘れが激しい，飲酒・薬物の問題，ひきこもりなどでお困りのご本人，ご家族，関係者の方の相談を精神科専門医がお受けします。
- 予約先：保健課 保健対策係　（※前週の金曜日までに要予約）
  電話 0848 - 25 - 4640（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
- その他：申し込み順。相談は無料。

ひきこもり家族のつどい

- 東部保健所において，奇数月に開催。講師を招くなど座談会を中心に家族同士の交流を図っています。先ずはご連絡ください。

名　称	三　原　市　　社　会　福　祉　課		
住　所	〒７２３－８６０１　三原市港町３丁目５番１号（三原市役所１階）		
電　話	（０８４８）６７－６０６０	FAX	０８４８－６４－２１３０

※本郷支所，久井支所，大和支所の各地域振興課でも手続きできます。

精神障害者保健福祉手帳の申請・手続き

【内容】

精神の障害がある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに，いろいろな援助を受けやすくするために交付する手帳で，県が判定して市が交付します。障害の程度により１級～３級に区分されています。有効期間は２年間。更新は，有効期限の３か月前から行うことができます。

手帳を持っていると，つぎのようなサービスが受けられます

- 所得税や市民税の減免など，税制上の優遇措置が受けられます。
- 県内（三原市内を含む）路線バス，広島電鉄電車，アストラムラインの運賃割引が受けられます。
- NHK 受信料の免除が受けられます。

（全額免除：市民税非課税世帯，半額免除：精神障害者保健福祉手帳１級を持っている人が世帯主で受信契約者の場合）

- その他（施設入場料や映画館入館料の割引等）

【対象者】

精神疾患を有する人（知的障害を除く）のうち，長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人で，入院・外来の区別なく希望者が申請できます。精神科の病院の初診から６ヵ月を経過した人が対象になります。

【申請に必要なもの】

- 医師の診断書（精神障害を支給理由とする障害年金を受けている場合は，診断書のかわりに年金証書の写しでもよい）診断書料は自己負担。
- 写真（縦４ｃｍ×横３ｃｍ）１枚（カラーでも白黒でもよい）
- 印鑑
- 個人番号及び申請者の身元確認のできるもの

自立支援医療（精神通院）制度の申請・手続き

精神疾患のために通院治療を受けた場合，医療費の原則１割が自己負担となります。ただし，世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額が設けられます。有効期間は１年間。有効期限３か月前から更新手続きができます。診断書料は自己負担。

【対象者】

従来の精神通院医療の対象となる人と同様の疾病を有する人。

【申請に必要なもの】

医師の診断書(更新申請時における診断書の提出は状態の変化がある場合を除き，２年に１度必要です。ただし，状態の変化がある場合は，毎年必要。)

- 健康保険証
- 印鑑
- 市民税非課税の場合→前年の収入がわかる書類（障害年金等）
- 市外から転入の場合→被保険者全員の課税台帳記載事項証明
- 個人番号及び申請者の身元確認のできるもの

障害福祉サービスの申請・手続き

障害者総合支援法の施行により，障害の種別（身体障害（難病を含む）・知的障害・精神障害）にかかわらず，障害のある人が，必要とするサービスを利用できるよう自立支援システムが編成されています。障害福祉サービス（ホームヘルプ，ショートステイ，グループホームほか）を利用した場合には，サービス量と所得に着目した負担（１割の定率負担と所得に応じた月額上限を設定）となります。

【対象者】

身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む）のある人。（ただし，介護保険対象者は，介護保険が優先）

精神障害については，精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療，診断書等で障害を有することが確認できれば，対象となります。

【申請に必要なもの】

- 障害がわかるもの（精神障害者保健福祉手帳等）
- 印鑑
- 個人番号及び申請者の身元確認のできるもの

【利用までの流れ】

申請書を提出されると，訪問調査を行い，心身の状態や生活状況とサービスの利用意向等をお聞きします。

また，サービス内容により主治医の意見書と訪問調査結果を基に，審査会で障害支援区分が認定されます。

障害支援区分や対象者の生活状況やサービスの利用意向等をもとに支給が決定されます。申請をする前に，どのような生活がしたいか，どのような支援を受けたいか等を相談支援事業者に相談することをおすすめします。

社会福祉法人　三原市社会福祉協議会			
代表者	会長　　馬越　豊文		
窓口	住所	連絡先	
本部 三原地域センター	三原市城町１丁目２番１号 （サン・シープラザ４階）	電話	０８４８－６３－０５７０
		FAX	０８４８－６３－０５９９
本郷地域センター	三原市下北方１丁目２番１２号 （三原市本郷福祉センター内）	電話	０８４８－８６－３６０７
		FAX	０８４８－６０－６０６４
久井地域センター	三原市久井町和草１９０６－１ （三原市久井保健福祉センター内）	電話	０８４７－３２－７１０１
		FAX	０８４７－３２－５０１１
大和地域センター	三原市大和町和木１５３８－１ （三原市大和保健福祉センター内）	電話	０８４７－３４－１２１４
		FAX	０８４７－３５－３０２０

本部・三原地域センター	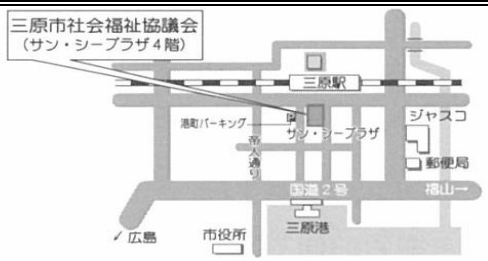	本郷地域センター	
久井地域センター		大和地域センター	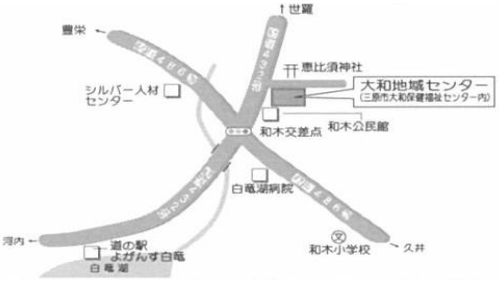

三原市社会福祉協議会事業基本方針

『誰もが安心して暮らせる地域づくり』を目指して，地域の実情や福祉ニーズを把握すると共に，地域の様々な団体・組織と連携して協議のできる場づくり・小地域のネットワーク活動を進めています。また，身近な相談機関として，生活のしづらさを感じている方々が安心して生活できるよう，障害者生活支援センター，自立相談支援事業，福祉サービス利用援助事業，生活福祉支援金貸付，心配ごと相談を実施し，関係者と連携して適切なサービスが利用できるよう支援し，質の高い自立支援活動の展開に努めています。

社協の相談支援事業

（１）福祉サービス利用援助事業『かけはし』

高齢であることや障害のあることで，介護保険をはじめ各種の福祉サービス利用の判断が一人では難しい方や，それに伴う日常的な金銭や通帳などの管理について不安がある方のお手伝いをします。

活動内容　１．福祉サービスを利用されるときのお手伝い
　　２．日常的な金銭管理のお手伝い
　　３．通帳などのお預かりサービス　　など

利用料　■相談や支援契約の作成にかかる費用は無料です。契約後、具体的な支援には料金がかかります
■福祉サービス利用時の手伝い･日常的な金銭管理の手伝い(約２時間 1500 円/1 回)
■通帳などの預かりサービス　　（1,500 円/月）
※生活保護を受けている方は，預かりサービス利用料のみの負担になります。

（２）心配ごと相談

地域	内容	開催日	時間	場所
三原	定例相談	第１～４金曜	13:00～16:00	サン・シープラザ
	不動産	第１・３金曜	10:00～15:00	
	教育・療育	第１・４月曜	13:00～16:00	
	行政相談	第３月曜	13:00～16:00	
	成年後見（要予約）	第２木曜	14:00～16:00	
本郷	定例相談	第２・４水曜	13:00～16:00	本郷福祉センター
久井	定例相談	第１・３水曜	9:00～12:00	久井保健福祉センター
大和	定例相談	第１・３金曜	9:00～12:00	大和保健福祉センター・大和人権文化センターで交互に開催

（３）生活福祉資金貸付制度

事情により収入の少ない世帯，障害のある方や高齢の方の世帯を対象に，生活の安定に必要な資金貸付を行っています。利用条件がありますので事前にご相談ください。

①総合支援資金　<u>対象</u>　失業されている方等，生活の建て直しのために相談支援と生活費・一時的な資金を必要とする世帯

②教育支援資金　<u>対象</u>　学校教育法に規定する高等学校，大学，短期大学，又は高等専門学校に入学・就学する際に必要な経費を支払うことが困難な世帯

③福祉資金　技能習得，住宅の増改築・補修の費用，福祉用具購入，介護サービスを受けるための経費，障害のある人が使用する自動車の購入費など

（４）自立相談支援センターみはら

三原市からの委託により，自立相談支援センターを開設しています。生活の不安や悩みごとについての相談を受け付けています。状況により他機関との連携，住宅確保給付金の支給など含め，自立に向けた支援を一緒に考えます。

住所　三原市城町１丁目２番１号　サン・シープラザ４階
電話　０８４８―６７－４５６８
FAX　０８４８－６３－０５９９

（５）障害者生活支援センター『ドリームキャッチャー』　（１３ページをご覧ください。）

（６）三原市ボランティア・市民活動サポートセンター

<u>活動内容</u>　１．ボランティアを必要とする人と活動する人とのコーディネート
２．活動に関する相談
３．ボランティア保険の加入手続き

名　称	障害者生活支援センター　「ドリームキャッチャー」
住　所 （事務局）	〒７２３－００１４　三原市城町１丁目２番１号（サン・シープラザ３階） 社会福祉法人　三原市社会福祉協議会内
代表者	管理者　佐々木　由利子
電　話	０８４８－６３－３３１９
FAX	０８４８－６３－３３５９
交通手段	三原駅・三原港より 徒歩５分

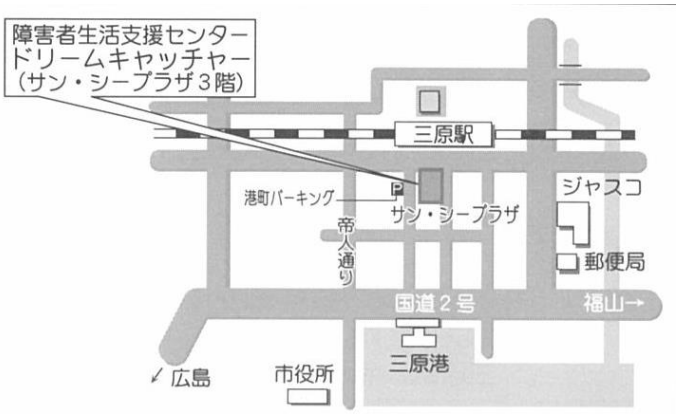

障害のある人が，住み慣れた地域でよりよい生活を送っていただけるように，一人ひとりの思いに応じて，「どのような生活をしたいか」「どのような支援が必要なのか」を一緒に考えていきます。

障害者生活支援センター　ドリームキャッチャー　の主な活動内容

1．社会資源や制度などサービス情報の提供
2．金銭管理，日中活動のこと，住まいなど日常生活の相談
3．福祉サービス申請から，サービス等利用計画作成と利用に伴う支援
4．保健・福祉・医療・教育・就労など関係する専門機関の紹介と連絡調整
5．地域活動支援センターでサロン活動，料理やﾊﾟｿｺﾝ等の教室の運営

利用対象者

三原市内にお住まいの障害のある人・ご家族・支援をされる方
障害者手帳の有無は問いません。

利 用 時 間

月曜日～金曜日　8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始は休み）
※緊急の場合は，電話等で 24 時間対応できる体制にしています。
地域活動支援センターは，9:00～17:00 の間で利用いただけます。

利　用　料

相談料は無料です。
地域活動支援センターの行事によっては，実費負担していただく場合があります。

利 用 方 法

電話相談，来所相談，訪問・同行，巡回相談（巡回相談のみ要予約）
成年後見相談　　相談日　第２木曜日 14：00～16：00

名　称	地域生活支援センター　「さ・ポート」
住　所	〒７２３－００１７　三原市港町３丁目１９番６号 ３階
電　話	０８４８－６２－１７３６
FAX	０８４８－６２－１７３７
ホームページ	http://www.jinkokai.jp/minato/
交通手段	三原駅・三原港より 徒歩 10 分 三原市役所 北の通りを西へ 200m 芸陽バス 「臥竜橋(がりゅうばし)」 バス停より徒歩３分 三原駅３番のりば（幸崎･久津方面）

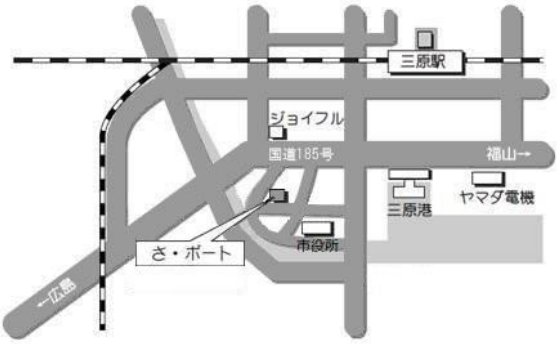

地域生活支援センターさ･ポートの活動内容

三原市から委託を受け，障害のある方の日常生活に対する相談支援を行っています。

〇住まいや仕事など，日常生活の相談をうかがいます。
〇必要に応じて情報の提供や専門機関の紹介も行います。
〇障害福祉サービス等の利用のにおけるサービス等利用計画の作成，サービスの調整などの支援を行います。

地域活動支援センターを併設しています。

フロアの開放，花見や紅葉狩りといった季節行事・スポーツや音楽活動といった月間行事などの実施，機関紙の発行などを行っています。

利用対象者

三原市内にお住まいの障害をお持ちの方，その他“生活のしづらさ”を感じ，抱えられ，支援を必要としておられる方

開館時間

〇月～金曜日･･･9:00～17:00
（土曜日，日曜，祝祭日は閉館）※その他，行事等で閉館する場合があります。

利用方法

お気軽に来所，お電話ください。
久井，大和，本郷への巡回相談も実施しています。（予約制）

利用料

利用は無料です。
サービスや行事の内容によっては，実費負担が必要となる場合があります。

名　称	三原ふれあい相談室（三原市教育委員会学校教育課）	
住　所	〒７２３－００１５　三原市円一町２丁目１番１号　三原リージョンプラザ２階	
電　話	０８４８－６４－７２０１	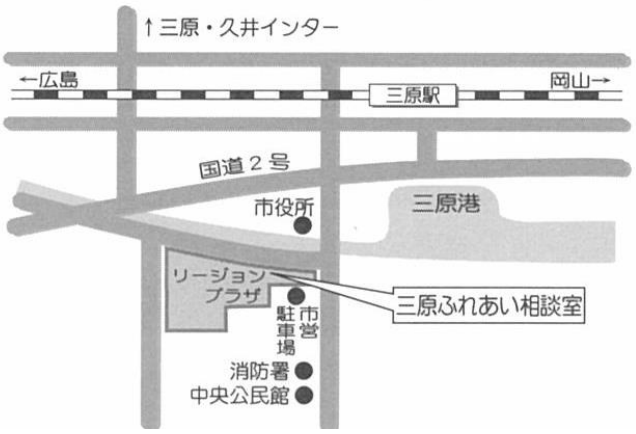
ＦＡＸ	０８４８－６２－１３５３	
行き方	三原駅から徒歩１０分	

三原ふれあい相談室の開設

電話相談・面接相談を行っています。　※プライバシーの保護には，十分気をつけています。

〇青少年の勉強，学校生活，家庭生活，不登校等に関すること

〇問題行動等に関すること

開設時間	月～金曜日 9:00～17:45 土曜日 8:30～17:15	月・水・金曜日 9:00～17:45
開設場所 （電話）	三原リージョンプラザ２階 （0848）64－7201	本郷生涯学習センター２階 （0848）86－4811

三原ふれあい教室の開設

不登校児童生徒の学校復帰・社会的自立をめざして支援をしています。

対象は小学生と中学生です。

開設時間	月～金曜日 9:00～15:00	月・水・金曜日 9:00～15:00
開設場所 （電話）	三原リージョンプラザ２階 （0848）64－7201	本郷生涯学習センター２階 （0848）86－4811

（一日の生活）

午前　教科学習（国語・数学・理科・社会・英語のうちから１日２教科を指導）

午後　自主学習・卓球（月・水 講師による指導）・スポーツ活動等

※遠足・社会見学・料理教室など体験学習も行います。

※パソコンも整備されています。

※ふれあい教室に通室した日は，学校は出席扱いになります。

※通室したい人は，三原ふれあい教室にご相談ください。